

○大府市産学官連携推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産学官連携の推進を図るため、予算の範囲内において交付する大府市産学官連携推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市内の中小企業者が主たる構成員であって、法人格を有する団体又は市長が適当と認める団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
- (3) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 大学、公設試験研究機関等との情報交換が図られる事業
- (2) 市内企業と大学、公設試験研究機関等とを仲介することにより、新技術及び新事業の創出が期待できる事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費（人件費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、同条に規定する書類を当該年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の前渡し)

第7条 この補助金は、規則第11条第2項の規定に基づき、前渡しする。

2 補助金の交付時期は、当該年度の対象団体の事業計画に基づき市長が定めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、施行日から平成29年3月31日までの間に交付申請された補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。